

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第5回 官尊民卑の社会風潮と代言人

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 牧野 剛 (68期)

1 弁護士の前身となる民事訴訟を代理する「代言人」が誕生したのは明治5年8月に司法職務定制が公布されてからのこと。フランス法を「誤訳もまた妨げず」翻訳して新政府の制度として取り入れようとした江藤新平によって、フランスの法廷で弁論のみを行う「アヴォカ (avocat)」を形式だけ真似て作られたものです。

代言人といっても、官尊民卑の江戸時代の感覚はそのままに、その社会的地位は低いものでした。それが、顕著にあらわれたのが、代言人に対する裁判所の処遇です。

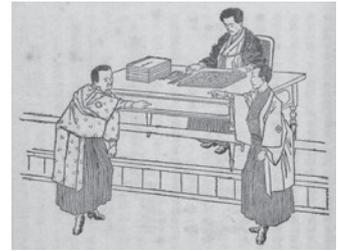
2 まず、裁判所が代言人を呼び出すときは、期日の前日または当日になって事件名も用件も明記せずに「〇〇日に出頭すべし」とだけ記載した呼出状を送り付けることが多く、代言人は裁判所に着いてはじめて何の用件かを知る場合もあったのだとか。代言人が早朝から出かけて午後遅くまでむなしく待たされることも少なくなかったといえます。

そして、代言人が裁判所へ入るにも、門番に名刺を示して認印を受け、これを受付に差し出し、用件を終えて退出するにも名刺に認印を受けて、それを門番に差し出してやっと門を出ることが可能でした。そのうえ、法廷では、代言人は、一般訴訟関係人と同様に、廷丁 (廷吏の旧称) に大声で名前を呼び捨てにされ、法廷から退出する際は廷丁に「サガレ」と言われていたそうです。

3 さらに官尊民卑が露骨にあらわれていたのが裁判所取締規則による代言人に対する規制です。この規則によれば、代言人が裁判官を尊敬する態度を欠くと、裁判官は裁判を中止して自らけん責処分を加えることができ、以後、その裁判について代言人となることができなくすることが可能でした。さらに、代言人その他の訴訟関係人が裁判所の呼出時刻に無届で遅刻

または不参すると、裁判官は直ちに相当の罰金を科すことができました。

明治9年に免許代言人制度が導入され、専門職としての弁護制度が誕



民事事件で議論する代言人の様子 (宮武外骨「文明開化」より)

生しましたが、同時に代言人規則も制定され、代言人の訴訟活動はさらに制約されます。代言人規則によれば「訟庭ニ於テ国法ヲ誹議シ及ヒ官吏ヲ侵凌スル者」に対してはけん責、停業 (1月以上1年以下)、除名の処分が可能となり「立法ノ原旨」を議論すること、つまり立法趣旨を代言人が論議することさえ禁止されたのです。

4 英国でバリスター (法廷弁護士) の資格を取得した岡村輝彦が横浜始審裁判所所長となると、明治20年8月に代言人の待遇改善に取り組みました。車馬に乗ったまま裁判所構内に入ることを認めただけ、代言人の呼び捨てを廃止して「殿」と呼ばせるなど、旧弊を全て廃止。代言人の待遇改善は、横浜から全国に広がりました。ちなみに岡村は、明治24年に横浜地方裁判所長を辞めて代言人となり、後に東京弁護士会会長となっています。

また、代言人軽視と取締の政策は明治13年の代言人規則改正においても変わらず、(旧々) 弁護士法が明治26年に制定されることによってようやく改善されます。この弁護士法の制定に貢献したのが、民法の起草で有名な穂積陳重です。穂積陳重は岡村とともに免許代言人制度が導入された明治9年にイギリス留学し、バリスターの資格を取得しています。奇しくも、代言人が免許制度になった年に渡英した2人のバリスターにより、代言人不遇の時代がようやく終わられることになったのです。